

7監総第818号

令和8年2月10日

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和8年1月14日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、懲戒免職処分となった教職員の処分手続が遅延したことは違法・不当であるとして、手続が遅延した間の給与の弁償を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。また、請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。

請求内容において主張のある懲戒免職処分となった教職員A（以下「本件教職員」という。）は区立小学校の教職員であり、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条において、その給料その他の給与（以下「給与」という。）は都の負

担とされている。

請求人は、令和6年10月9日から令和7年1月15日までに支出されたAの給与について弁償を求めているが、令和7年1月13日までに支出された給与については既に1年を経過している。また、1年を経過して本件請求をした正当な理由の主張・疎明も見当たらないから、令和7年1月13日までに支出された給与については、住民監査請求の対象にはならない。

そこで、1月分の本件教職員に対する給与支給状況について確認したところ、令和7年1月15日に給与が支給されていたことを確認した。本件教職員の給与支給について、請求人は、懲戒免職処分の発令が遅れたため、本件教職員に対して、支払う必要のない給与が支払われた旨を主張する。

この点、請求人が弁償を求める根拠は、先行する懲戒処分手続が遅れたとの主張であるが、より短期間で処理できるとの根拠が不明なばかりか、当該手続を前提としてされた本件教職員に対する給与の支出自体がいかなる財務会計法規上の義務に違反するのかに関する主張・疎明は見当たらない。したがって、本件請求は、本件支出の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。